

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

+++ 児童手当をより手厚く +++

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。


	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円	3万円

+++ 妊婦さんの経済的支援 +++

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。


妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × 子どもの人数
(胎児)



+++ 育休手当の給付率UP +++

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

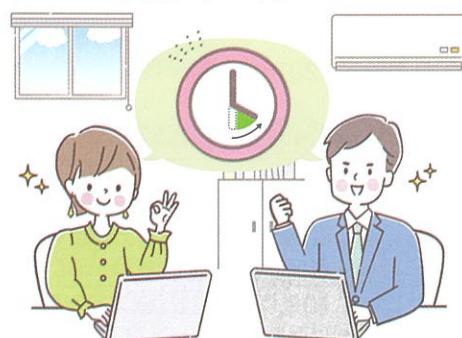


*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

+++ 時短勤務時の収入減をカバー +++

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



+++ 2026年(令和8年)4月から全国実施予定 こども誰でも通園制度 +++

利用の目的を問わず、お子さん(生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に10時間の範囲、1時間単位で利用可能
親が働いていなくても利用OK!



+++ 2026年(令和8年)10月開始予定 自営業・フリーランス等の方の 育児期間中の国民年金保険料免除 +++

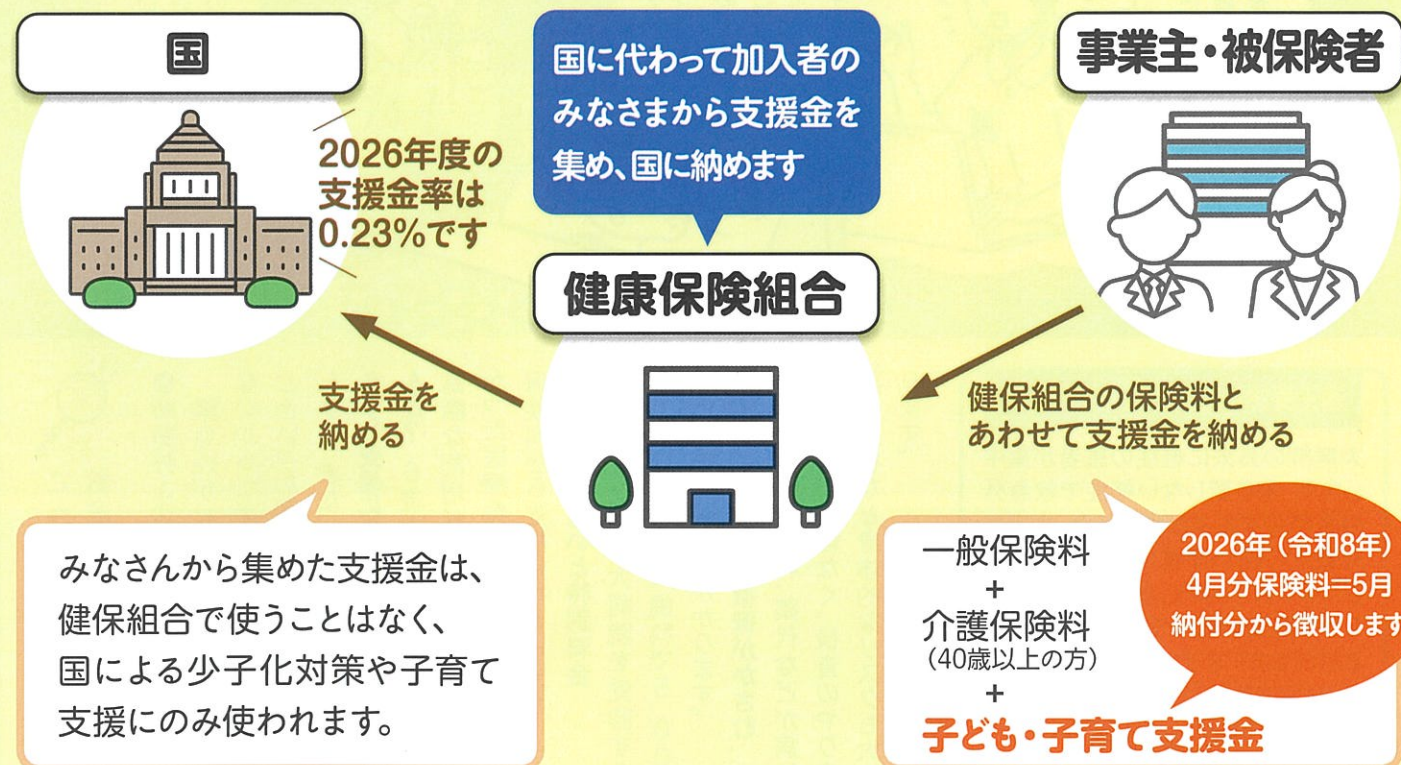
休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。



2026年度(令和8年度)から

「子ども・子育て支援金」が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。
2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの? /

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶ 支援金の負担額は、
月給(標準報酬月額) × 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶ 支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に上がる見込みです。
 - 2026年度(令和8年度) 0.23%
 - 2028年度(令和10年度) 0.4%程度
 - ： 2028年度の負担が
 - ： 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】

例 月給(標準報酬月額)30万円の場合の月額
30万円 × 0.23% = 690円/月
事業主と被保険者で折半

事業主

345円

被保険者

345円

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

